

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

一 戸 町

一戸町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 29 日

一戸町長

一戸町議会議長

一戸町教育委員会

一戸町選挙管理委員会

一戸町代表監査委員

一戸町農業委員会

一戸町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、一戸町長、一戸町議会議長、一戸町教育委員会、一戸町選挙管理委員会、一戸町代表監査委員、一戸町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、主管となる総務課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について行い、必要な場合は委員会等を設置し協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙

管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1)平成 33 年度までに、管理職に占める女性割合を、7%以上にする。
- (2)平成 33 年度までに、係長相当職から課長補佐相当職に昇任した職員の女性割合を平成 26 年度の実績 (32.1%) より引き上げ、35%以上にする。
- (3)平成 33 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇を取得する職員を 3 名以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1)平成 29 年度より、女性職員を多様なポストに積極的に配置する。
- (2)平成 29 年度より、女性職員を積極的に外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を行う。
- (3)平成 29 年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- (4)平成 29 年度より、組織として、イクメン宣言など男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。